



土佐町認可地縁団体ハンドブック

令和8年10月1日作成

目次

第1章 自治会の法人化について

1. 自治会の法人化の趣旨	1
2. 地縁による団体(地縁団体)とは?	1
3. 「認可地縁団体」になるためには?	1
4. 認可の要件	1

第2章 認可申請の手続

1. 認可申請の流れ	3
2. 認可申請に必要な書類	3
3. 認可・告示	3
4. 認可後に行う手続き	4

第3章 認可後の地縁団体の運営、各種手続

1. 認可後の地縁団体の運営	6
2. 認可地縁団体の各種変更に伴う手続	7
3. 認可の取消しと解散	8
4. 認可地縁団体の合併	10

第4章 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度	11
2. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続き	11
3. その他	14

第5章 認可地縁団体に関する Q&A

Q1 地縁団体として認可されると、町の指揮監督下に置かれることになりますか?	15
Q2 不動産を所有していなくても、地縁団体として認可の対象となりますか?	15
Q3 自治会名義で登記や登録できる資産(権利)には、どのようなものがありますか? ..	15
Q4 表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか?	15
Q5 会費の支払いについては世帯単位とすることはできますか?	15
Q6 未成年を構成員から除外することは可能でしょうか?	16
Q7 総会の資料や構成員名簿は、毎年町に提出する必要がありますか?	16
Q8 なぜ法人は構成員に含めることができないのですか?	16
Q9 認可地縁団体となることで法的な義務は発生しますか?	16
Q10 地区内に2つの地縁団体が認可をうけることができますか?	16
Q11 規約にないまま書面表決や委任による代理表決を行うことは可能ですか?	17
Q12 認可地縁団体同士で合併ができるようになったのですか?	17

第6章 認可地縁団体に関する様式・資料

○地縁団体の認可に係る様式

(1)認可申請書(地)	18
(2)規約(参考例)	19
(3)参考資料 規約の解説・留意事項	24

(4)議事録(参考例)	30
(5)財産目録(参考例)	32
(6)構成員名簿(参考例)	33
(7)代表者になることの承諾書(参考例)	34
(8)告示事項証明請求書	35
○認可地縁団体の印鑑登録に係る様式	
(9)印鑑登録申請書(町)	36
(10)印鑑登録廃止申請書(町)	37
(11)印鑑登録証明書交付申請書(町)	38
○認可地縁団体の認可後の変更に係る様式	
(12)規約変更認可申請書(地)	39
(13)規約変更の内容及び理由(参考例)	40
(14)告示事項変更届出書(地)	41
(15)総会議事録(参考例)	42
○認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続に係る様式	
(16)所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(町)	43
(17)不在住証明書申請(参考例)	44
(18)申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	45
○認可地縁団体の解散に係る様式	
(19)認可地縁団体解散届出書	46
(20)認可地縁団体清算終了届出書	47
○関係法令(一部抜粋)	
(21)地方自治法	48
(22)地方自治法施行規則	56
○認可地縁団体一覧	61

第1章 自治会の法人化について

1. 自治会の法人化の趣旨

従来の自治会は法人格を持つことが認められていない、いわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられていました。

このため、土地や建物などの不動産を所有していても自治会名での登記ができず、やむを得ず当時の自治会長の個人名義や複数の役員名義で登記されている場合が往々にしてあり、名義の変更や相続などの手続きが生じたときなどに様々な問題が生じています。

このような問題に対処するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、「一定の要件を満たすことにより、町長の認可を受けて自治会が法人格を取得し、団体名で不動産の登記ができる」ようになりました。

2. 地縁による団体(地縁団体)とは？

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)と定義されています。

これは、「区域に住所を有すること」のみを構成員の資格とした団体であることを指し、自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となることができる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

老人会、青年団、女性会(構成員に年齢・性別等特定の属性を必要とする団体)やスポーツ同好会、伝統芸能保存会(活動の目的が限定的に特定されている団体)等の団体は「地縁による団体」には該当しません。

3. 「認可地縁団体」になるためには？

「地縁による団体」が法人格を得る(認可地縁団体となる)には町長の認可が必要です。

認可の目的は「地縁による団体が、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすること」にあり、認可にあっては地方自治法の規定に基づく認可要件を満たさなくてはなりません。

4. 認可の要件

地縁団体の認可を受けるためには、次の4つの要件を満たしていることが必要です。(地方自治法第260条の2)

(1)区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とはスポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する清掃・美化・防災・防犯・親睦行事など一般的な住民自治活動を意味します。

また、目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった

具体的な活動内容も規約上で明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っている」と認められるためには、すでに一定の活動が行われている必要があり、前年度又は当該年度の活動報告といったものがそれを証する書類としてみなされます。

(2)「地縁による団体」の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続していること。

当該地縁による団体の区域が規約において明示されており、河川・道路等により区域が画されている又は地番により表示されているなど、団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。

また、当該地縁団体が相当の期間にわたって現に安定して存続していることも必要とされています。

(3)「地縁による団体」の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

「構成員」になり得るのは、「区域に住所を有する個人」です。「世帯」を単位とすることは認められません。

また、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別、国籍等の条件を付けることはできません。

なお、「相当数」の判断については、地方自治法上に具体的な定めはありませんが、おおむね区域の住民の過半数が構成員となっていれば、相当数とみなされると判断されます。

(4)規約を定めていること。

規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければなりません。

この8つの事項以外は団体が任意に定めても差し支えないとされています。規約の名称も〇〇会則、××規約など任意の名称でかまいません。

第2章 認可申請の手続

1. 認可申請の流れ

- ①法人化を進めることについて、まず自治会内でよく話し合います。
- ②規約などの新規作成・改正の検討をします。(必要な要件を満たすよう注意してください)
- ③総会を開催し、次の点について議決をします。(「役員会での決定」では認可できません)
 - ❶規約の決定(又は改正)
 - ❷認可申請すること
 - ❸代表者の決定
 - ❹構成員の確定
 - ❺区域の確定
- ④申請書類の作成
- ⑤申請書類を提出(役場総務課)
- ⑥確認・審査(町が申請書類について確認と審査を行います)
- ⑦町長が認可地縁団体として告示を行います。(この告示により不動産登記法の特例(団体名義での登記ができるようになるなど)の前提となる法人格を取得することとなります。)
- ⑧町長から認可書を交付します。

2. 認可申請に必要な書類

(1)認可申請書 ≪6章(1)≫

(2)規約 ≪6章(2)≫

(3)認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 ≪6章(4)≫

認可申請について議決した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印(以下「署名等」という。)があるもの

【署名】議事録署名人がそれぞれ手書きで氏名を記載した場合→印鑑不要

【記名】議事録署名人の氏名を印刷して議事録を作成した場合

→本人確認のために印鑑(認印・シャチハタでもよい)を押してください。

(4)構成員の名簿 ≪6章(6)≫

自治会の構成員全員の氏名、住所を記載した名簿

(5)良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

申請日の属する年度又は前年度の事業報告書・決算書・事業計画書・予算書等

(6)申請者が代表者であることを証する書類等 ≪6章(4)、(7)≫

申請者が自治会長として選出された総会の議事録の写し(議長と議事録署名人の署名等があるものに限り)と承諾書(本人の署名等があるもの)

(7)規約に定める区域を示した図面等

3. 認可・告示

認可申請書類が提出され、要件を満たしていることが確認できた場合には、町はすみやかに地縁団体として認可(以下、「認可地縁団体」という。)し、告示を行います。(認可申請書を提出されてから告示まで概ね1か月かかります。)

この告示は、法人登記と同様の効果を持ちますので、別途法務局へ法人登記は不要です。

4. 認可後に行う手続き

(1) 認可地縁団体の印鑑登録(住民課)【必要な時に】

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには「印鑑登録証明書」が必要になります。登録できる印鑑は1団体につき1個に限ります。登録した印鑑を亡失した場合や登録を廃止しようとする場合には、登録の廃止の申請が必要です。

●登録申請に必要な書類

(代理人が告示されていて、その方が申請をする場合は委任状が別途必要です)

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書 <<6章(9)>>
- ②代表者個人の印鑑(印鑑登録をしているものに限る)
- ③代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④登録をする団体の印鑑

●登録をする印鑑は次のようなものは登録できません。

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの(小さすぎるもの)又は、1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの(大きすぎるもの)
- ③印影を鮮明に表しにくいもの
- ④その他登録しようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

★代表者の変更による団体印鑑の再登録

認可地縁団体の代表者に変更された場合、登録している印鑑自体に変更がなかったとしても、新しい代表者が改めて登録を行うことが義務付けられています。これは商業登記の場合と同様に代表者の変更があった場合には、新旧の代表者間で団体の印鑑が正確に引き継がれる必要があり、この印鑑の適切な管理を担保するために義務付けられているものです。

(2) 各種証明書の発行【必要な時に】

1) 認可地縁団体の証明書(総務課)

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。

●認可地縁団体証明書発行に必要なもの

- ①証明書交付申請書 <<6章(8)>>
- ②手数料300円

2)印鑑登録証明書(住民課)

印鑑登録証明書は原則として代表者のみが申請できます。

(告示されている代理人が申請する際は、委任状が必要です)

●印鑑登録証明書発行に必要なもの

- ①印鑑登録証明書交付申請書<<6章(11)>>
- ②認可地縁団体の登録印
- ③代表者の実印(町に登録されている個人の印鑑)
- ④手数料300円

(3)不動産登記【必要な時に】

認可地縁団体の名義で不動産登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細は法務局にお問い合わせください。

高知地方法務局 香美支局 0887-52-3049

(4)税関係の手続き【認可後速やかに】

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続を速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なものについては、それぞれ下記にお問い合わせください。

税の種類	認可地縁団体		問い合わせ先・提出先
	収益事業※を行わない	収益事業※を行う	
町 税	・法人設立の届出		住民課 82-2500
県 税	・法人設立の届出(認可から2か月以内) ・不動産取得税の申告(不動産登記後)		高知県中央東県税事務所 088-866-8510
国 税	・法人設立の届出(認可から2か月以内) ・収益事業開始の届出		高知税務署 088-822-1123

※収益事業とは・・・法人税法施行令第5条に規定する34業種(物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、芸能教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等業、労働者派遣業)

第3章 認可後の地縁団体の運営、各種手続

1. 認可後の地縁団体の運営

第1章のとおり、認可後の地縁団体は権利能力を持った法人として認可以前とは法的に異なる位置づけがなされます。具体的には以下のような「権利能力」を有するとともに、「義務」が発生することを団体の構成員全員が理解しておく必要があります。

(1) 権利能力

登 記	不動産をはじめとする資産について、団体名義での登記、管理ができるようになります。
法律行為	地域的な共同活動の範囲内において、団体名義での契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。

(2) 義務

地方自治法の規定による運営の義務	【第260条の2】 ①認可地縁団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない(第7項) ②認可地縁団体は、民主的な運営のもとに、自主的に活動するものとし、構成員に対し、不当な差別的取り扱いをしてはならない。(第8項) ③認可地縁団体を特定の政党のために利用してはならない。(構成員の個人としての活動を制限するものではありません。)(第9項) 【第260条の4】 ④毎年度終了時に財産目録<<6章(5)>>を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。 ⑤構成員名簿<<6章(6)>>を備え置き、変更のつど更新することが義務付けられます。 【第260条の13】 ⑥年1回の通常総会の開催が義務付けられます。 など
納税の義務	法人として納税の義務を負います。(減免となる場合もあります。各関係機関へ問い合わせください。)
各種手続の義務 →2. 認可地縁団体の各種変更に伴う手続	規約の変更や、公示事項(代表者や事務所など)が変更になった場合など、さまざまな手続を行う義務があります。手続によっては、それを怠った場合、過料に処せられる場合があります。

代表的な税情報について(詳細は問い合わせ先へお問い合わせください。)

税の種類		認可地縁団体		問い合わせ先・提出先
		収益事業を行わない	収益事業を行う	
町税	法人町民税	要法人住民税確定申告 申告の際、減免申請することで減免を受けることができる	法人税割額、均等割額ともに課税	住民課 82-2500
	固定資産税	課税	課税	
	軽自動車税	申請による減免措置あり	課税	
県税	法人県民税	申請による減免措置あり	法人税割額、均等割額ともに課税	高知県中央東県税事務所 088-866-8510
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	申請による減免措置あり	課税	
国税	法人税	非課税	課税	高知税務署 088-822-1123
	消費税	—	課税(年間売上が1千万円超の場合)	
	登録免許税	課税	課税	

2. 認可地縁団体の各種変更に伴う手続

(1) 告示された事項の変更

認可地縁団体の告示事項に変更があった場合はすみやかに町(総務課)に届出が必要です。
(届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。)

告示される事項

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦代理人の有無(代理人がある場合には、その氏名及び住所)
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

●届出に必要な書類

- ・告示事項変更届出書<<6章(14)>>
- ・総会議事録の写し(議長と議事録署名人の署名等があるもの)<<6章(15)>>
- ・代表者承諾書(日付は新代表就任日で記載してください。)<<6章(7)>>

(2) 規約の変更

認可地縁団体は、規約を変更した場合も、役場総務課に申請が必要です。規約変更をされ

る場合には、その変更が地方自治法の規定に沿った内容である必要がありますので、事前に役場総務課へご相談ください。

●届け出に必要な書類

- ・規約変更認可申請書《6章(12)》
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（任意様式）《6章(13)》
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）《6章(15)》

3. 認可の取消しと解散

(1) 認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかの場合又は不正な手段によって認可を受けた場合は、町はその認可を取り消すことがあります。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤認可地縁団体が、適正な規約を持たなくなったとき

(2) 解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、解散となります。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）※最も一般的な理由
- ⑤構成員が欠乏したとき
- ⑥合併

認可地縁団体が解散した際には、町長に対して届出（町による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続が必要です。

解散を総会で決議する場合、総会で次の事項について話し合い、議事録に残します。

①解散することについての意思決定

②清算人の確認（もしくは選任）

※一般的に代表者が清算人となることが多いです。ただし、規約に特段の定めがある場合や、総会において別途代表者以外の者を選任する場合はその限りではありません。

③残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

※規約で指定したものに帰属します。ただし、規約で指定がない場合や、その指定方法の定めがない場合は、総会の決議と町長の認可を経て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。これらの手続で処分されない財産は、町に帰属することになります。

町(総務課)に清算人から認可地縁団体解散届出書《6章(19)》を提出してください。(添付書類:議事録(議長及び議事録署名人の署名等があるもの))これを受けて、町は解散の告示を行います。告示が終わると、清算人が記載された公告事項証明書が発行できるようになります。

その他、税関係の手続があります。様式等詳細についてはそれぞれお問い合わせください。

税の種類	地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先・提出先
	収益事業を行わない	収益事業を行う	
町税	法人解散の届出 等		住民課 82-2500
県税	法人解散の届出 等		高知県中央東県税事務所 088-866-8510
国税	法人解散の届出 等		高知税務署 088-822-1123

○認可地縁団体が破産したとき

認可地縁団体が債務を完済することができなくなった(破産した)場合には、裁判所に代表者又は債権者が申し立てを行うことにより、破産手続が開始されます。(裁判所の職権によっても行うことができます。)

この場合、認可地縁団体の解散及び清算については、裁判所の監督下に置いて所要の手続を進めることになり、破産宣告請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づいて裁判所により過料に処せられることになります。破産手続開始の決定がされた場合は地方裁判所の監督により行います。

高知地方裁判所 高知市丸ノ内1丁目3-5 ☎088-822-0576

(3)清算

①解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任日から2か月以内に、解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は以下にお問い合わせください。

高知官報販売所 高知市本町5丁目2-21 ☎088-872-5866

この官報による公告はたとえ債権者がいないと推察される場合であっても、団体が把握できていない債権者がいる可能性があるため、必ず行わなければなりません。また、すでに把握している債権者がいる場合は、この官報による公告とは別に、個別に債権者に対して催促しなければなりません。これらは地方自治法による法定手続で、省略することができません。これらを怠ると、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

②団体の閉鎖（清算）の手続

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、少なくとも1回の解散の公告（官報掲載）から2か月以上が必要です。この2か月間は債権申出期間を兼ねており、地方自治法で決まっている期間のため短縮することはできません。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続が終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされません。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

(1)決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、承認を得る。

(2)清算の終了の決議(これを清算結了といいます)を受ける。

③清算結了

総会での清算結了の議決後、町長に認可地縁団体清算結了届出書《6章(20)》を提出します。(添付書類:清算結了の総会の議事録(議長及び議事録署名人の署名等があるもの))これを受けて、町が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

税関係の届出は各機関へお問い合わせください。

4. 認可地縁団体の合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設され、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を合併後の認可地縁団体が承継することが可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

合併方法は、「吸収合併」と「新設合併」の二つがあり、「吸収合併」は合併を行う法人のうち、承継する法人を除くすべての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人すべてが消滅し、新しい法人が設立します。なお、認可地縁団体が合併の認可を受けるためには、地方自治法で定められた一定の要件を満たす必要があります。

第4章 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産の登記名義人が、多数で相続登記されていない場合には、所有権の移転登記の確定に多大な労力を要することになります。

このため、地方自治法の改正(平成27年4月1日施行)により「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設され、認可地縁団体が単独で所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、町長が告示手続きを経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例が設けられました。

この特例制度は、町の認可を受けていない地縁団体は対象外ですが、町の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

ただし、この特例制度は認可地縁団体が実質的に所有する不動産についてその所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体からの申請によって可能とするものですが、あくまで不動産登記は対抗要件としての(所有していることを第三者に主張するための)公示制度です。制度申請による告示を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくことになり、町はその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させたりすることはできません。

2. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続き

(1)申請の要件

次の全ての要件を満たしていること。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであること
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

(2)申請の流れ

1 事前準備

- ・書類の作成等について役場総務課に相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握(登記全部事項証明書等の取得等)、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更(特例適用申請)の同意取得等

2 総会の開催

- ・規約に従い、総会を開催

【協議事項】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決
(保有財産目録又は保有予定財産目録に申請不動産の記載がない場合)
- ②特例適用を申請することの議決

3 申請

- ・申請書に添付書類を添えて町長に提出(総務課)

【提出書類(申請書および添付書類)】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書《6章(16)》
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
(法務局で取得)
- ③財産目録
※当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

4 審査 (約1か月)

- ・審査の要件、提出書類の内容等を町で審査します。

5 公告 (3か月)

- ・審査の結果、要件を満たしている場合、下記の事項について町が3ヶ月以上公告を実施します。

【公告事項】

- ①地方自治法第260条の46第1項の申請を行った地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

●異議申出に必要なもの

- ①異議申出書《6章(18)》
- ②申出する方の住民票の写し(お住まいの市町村役場等で取得してください)
その他町長が必要とする書類を出していただくことがあります。

6 公告結果を証する書類の交付

- ・異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、その旨を証する書類を申請のあった認可地縁団体に交付します。
- ・異議の申出があった場合は、公告結果(異議申出あり)通知書を申請団体へ交付します。
(特例手続の中止→登記はできません)

7 登記

・申請認可地縁団体は、町から情報提供を受けた公告結果の書面を含めた必要書類を持参して法務局で登記手続きをしてください。

高知地方法務局香美支局 香美市土佐山田町旭町1丁目4-10 ☎0887-52-3049

【登記手続に必要な書類の一例】※事前に法務局までお問い合わせください

- * 認可地縁団体の印鑑登録証明書
- * 認可地縁団体の告示事項証明書
- * 固定資産評価証明書
- * そのほか法務局が定める書類
- * 認可登録団体の登録した印鑑
- * 登録免許税

(3) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料要件(①～④)ごとに疎明資料が必要です。

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

1 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等(必須)

2 1のほか、次の付加証明書類(用意できるものすべて)

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

3 2の付加証明書類が入手困難な場合に、資料の入手が困難であった理由を記した書面に次の書類を添付

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有者の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

※上記資料をもっても要件①②の疎明に足りない場合は資料を追加すること

③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

1 次の疎明書類(いずれか)

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・町が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用人名簿(申請不動産が墓地である場合) 等

2 1の疎明資料が入手困難な場合には、資料の入手が困難であった理由を記した書面に次の書類を添付

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

1 次の疎明書類(いずれか)

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面(不在住証明書≪6章(17)≫)
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※「全部又は一部の所在が知れないこと」とは、全部の所在が判明していること以外はすべて含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすことになります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するにあたっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいとされています。

3. その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請によって可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありませんので、ご注意ください。

第5章 認可地縁団体に関する Q&A

Q1 地縁団体として認可されると、町の指揮監督下に置かれることになりますか？

A 地縁団体の認可は「自治会が権利義務の主体」となることであり、そのために必要な要件を充足しているかどうかの確認を行っているものです。このため、認可の有無にかかわらず、自治会は「住民により任意的に組織された団体」であることに変わりはなく、法律上でも公法人ではありません。また、自治会が行う行動についても、町は一般的監督権限を持ちません。

Q2 不動産を所有していなくても、地縁団体として認可の対象となりますか？

A 制度設立当初の認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっていましたが、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産等の保有の有無にかかわらず「地域的な共同活動を円滑に行うため」であれば認可の対象となります。これにより、集会所のような不動産を保有していない地縁団体であっても、認可されれば、業務契約を団体名で締結することや、団体名義の口座を保有することなどが可能となります。

Q3 自治会名義で登記や登録できる資産(権利)には、どのようなものがありますか？

A 「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲は、自治会等の地域的共同活動に資すると見込まれるものに限られており、具体的に次のものが該当するとされています。

- ①土地・建物に関する権利(所有権、地上権、抵当権、賃借権等)
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を有する資産

Q4 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか？

A 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯とすることはできませんので、会員は各々一つの表決権を有することとなります。ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q5 個人を構成員としていても、会費の支払いについては世帯単位とすることはできますか？

A できます。規約に定めてください。

Q6 未成年を構成員から除外することは可能でしょうか？

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年を構成員から除外することはできません。ただし、その区域に住所を有するすべての人のうち、相当数が構成員となっていれば、必ずしもすべての未成年を構成員とする必要はありません。

Q7 事業報告書や収支決算書などの総会の資料や構成員名簿は、毎年町に提出する必要がありますか？

A 作成は必要ですが、町への提出は必要ありません。ただし、認可申請時にのみ、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを証明する書類」としての資料と構成員名簿の提出が必要となります。

Q8 構成員には個人のみを認め、法人は含まないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか？

A 法人が団体の構成員となり得ないとされているのは、①事業所等が本来意思表示できないこと、②法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないことからとされています。ただし、意思決定への参加や直接的な活動は行わない「賛助会員」として位置づけ、会費の納入や様々な支援によって活動に参加することは差し支えありません。

Q9 認可地縁団体となることで法的な義務は発生しますか？

A 認可地縁団体は、地方自治法の規定により、主に次のことが義務付けられています。

- ①毎年1回の総会の開催
- ②財産目録、構成員名簿の更新
- ③代表者の変更や主たる事務所の変更などの告示事項の変更届出
- ④規約変更の認可申請
- ⑤納税(減免規定等あり)

Q10 地区内に2つの地縁団体がある場合、それぞれの団体が認可をうけることができますか？また、すでに認可地縁団体が存在する地区内の生産森林組合が組織変更して認可地縁団体となることは可能でしょうか？

A 認可地縁団体は、区域内に住所を有する者により構成され、地域のための活動を行っていることから、各地区に1つ存在することが通常であると考えられています。しかしながら、地方自治法上は1地域1団体とすることは規定されていないため、地域の実情を見ながら認可要件を満たしているかどうかを判断することとなります。また、生産森林組合についても同様に考えられ、組織変更の要件を満たすのであれば、同一地区内で2つの認可地縁団体が存在することも可能とされています。それぞれの規約で地縁団体の違いがわかるよう定めることが必要です。

なお、生産森林組合の組織変更については、「生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手続について」(平成29年3月31日 28林政経第358号)が制定されていますので、参考にしてください。

Q11 規約にないまま認可地縁団体の総会に書面表決や委任による代理表決を行うことは可能ですか？

A 認可地縁団体の総会については、地方自治法(第260条の18第2項)の規定により、「総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。」とされているため、規約で禁止(制限)していない限り、総会に出席できない構成員は書面表決や代理人による表決が可能です。

しかしながら、総会を開催せずに書面または電磁的方法により決議する場合は、構成員全員の合意が必要であり、総会に出席した上で意見を述べたい会員が一人でもいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることが必要となります。また、規約や総会の決議によって定めがあれば、書面表決に代えてメールやウェブサイト、アプリ等の電磁的方法による表決も可能となっています。

Q12 認可地縁団体同士で合併ができるようになったのですか？

A 町内の認可地縁団体同士であれば総会の決議を経て、合併することができるようになりました。(令和5年4月1日施行)この場合においても、町長の認可を受ける必要があります。合併には要件がありますので、検討している段階で役場にご相談ください。

第6章 認可地縁団体に関する様式・資料

○地縁団体の認可に係る様式

(1)認可申請書(地)

令和○年○月○日

土佐町長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○○○○

所在地 土佐町△△○○○○○○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○○○○○ 印

住 所 土佐町△△××××

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(2)規約(参考例)

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1)回覧板の回覧等区域内の住民相互の連絡

(2)美化・清掃等区域内の環境の整備

(3)集会施設の維持管理

(4)〇〇〇〇

(5)〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、「〇〇自治会」と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、土佐町〇〇××番から〇〇××番までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、高知県土佐郡土佐町〇〇××番地に置く。

第2章 会員

(会員等)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2)本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1)会長 1人

(2)副会長 ○人

(3)その他の役員 ○人

(4)監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

(1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があると認める時は、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3)第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の

○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)別に定める財産目録記載の資産

(2)会費

(3)活動に伴う収入

(4)資産から生ずる果実

(5)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土佐町長の認可を受けなければならない。変更することはできない。

(解 散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の○分の△以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

(3)参考資料 規約の解説・留意事項

規約(参考例)	留意点
〇〇自治会規約 第1章 総則 (目的) 第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)回覧板の回覧等区域内の住民相互の連絡 (2)美化・清掃等区域内の環境の整備 (3)集会施設の維持管理 (4)〇〇〇〇 (5)〇〇〇〇 (名称) 第2条 本会は、「〇〇自治会」と称する。 (区域) 第3条 本会の区域は、土佐町〇〇××番から〇〇××番までの区域とする。 (主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、高知県土佐郡土佐町〇〇××番地に置く。 第2章 会員 (会員等) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。 (会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会)	「会則」、「規則」どのような表現でも OK ①良好な地域社会の維持及び掲載に資する地域的な共同活動を行うことを目的としているか、確認してください。 ②スポーツや芸術など特定の活動のみを目的とすることは認められません。 ③ここに記載した目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなりますので、活動内容はできるだけ具体的に記載してください。 名称についての制限はありません。「〇〇自治会」「〇〇地区会」といった名称でもかまいません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があります。町又は字及び地番で表示するのが最も望ましいですが、河川や道路等による区域の表示も客観的に明らかなものであれば、可能です。 主たる事務所の所在地＝団体の住所 となります。 集会施設の所在地あるいは代表者の住所が一般的です。 「本会の事務所は、会長の自宅に置く。」としても可。(会長が変わる度規約の改正をしなくてすみます。) 集会所の場合は、地番を明記してください。 年齢、性別、国籍等による制限はできません。 区域外の者は怪異にはなれません。 世帯を会員とすることはできません。 賛助会員は団体の意思決定には関与できません。 金額を規約に明記してもよいですが、変更する度、規約変更の手続(総会の議決、町への届け出、公告)が必要となります。 前条で賛助会員を定めなければ、2は不要。

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとするものは、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。 (1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2)本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1)会長 1人 (2)副会長 〇人 (3)その他の役員 〇人 (4)監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 監事は次に掲げる業務を行う。 (1)本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2)会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3)会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4)前号の報告をするため必要があると認める時は、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。	認可申請時に全員からとる必要があることを定めるものではありません。認可申請時点での構成員名簿に記載されている会員については、現に入会しているものと解されます。 必ず会長を1人置くが必要です。 第11条第2項に関連し、副会長を置くことをお勧めします。 その他の役員は「会計」「書記」等具体的な名称で定めてもよし。 監事は1人以上置くことが適当です。 「会計」「書記」当の設置を具体的に定める場合は、 「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」 「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。
--	---

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1)会長が必要と認めたとき。 (2)全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3)第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数)	役員の解任の手続を定める場合は、専任の手続と同様の定めをしてください。 総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任することはできません。 ・事業計画の決定 ・事業報告の承認 ・予算の決定 ・決算の承認 総会は毎年 1 回以上開催しなくてはなりません。(地方自治法第 260 条の 13) 年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要がある(地方自治法第260条の4)ことから事業報告及び決算を作成し、その認証を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。 「5 分の1」を増減することは可能。会員の招集を求める権利を奪うことがないよう留意すること。 少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。(地方自治法第 260 条の 15) 「総会の議長は、会長がこれに当たる」も可。
---	---

第19条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 (総会の書面表決等) 第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む) (3)開催目的、審議事項及び議決事項 (4)議事の経過の概要及びその結果 (5)議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)総会に付議すべき事項 (2)総会の議決した事項の執行に関する事項 (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。	「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の 2 以上の賛成を要することとするなどの定めをおくこともできます。不要なら削除をしてください。 全員 1 人 1 票を原則とします。未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要します。 議事録は認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。 監事は会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会には参画しないことが適当です。
--	---

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに連絡しなければならない。 (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)別に定める財産目録記載の資産 (2)会費 (3)活動に伴う収入 (4)資産から生ずる果実 (5)その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度	「財産目録」は法第 260 条の4に基づき設立時及び毎年度3か月以内に作成しなければなりません。 団体の活動上重要な資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の 3 以上の議決)により行うことが適当と考えられます。 年に 1 回しか通常総会を開催しない場合、事業報告、財産目録の町政及び決算の承認のために年度終了後 3 か月以内に開催することとなります。年度当初に予算が成立していないことになるため、第 2 項のように定めておくことが適当です。
---	---

終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土佐町長の認可を受けなければ変更することはできない。 (解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の〇分の△以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄与するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。 附 則 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。	特に定めはありませんが一般的には4月 1 日から 3 月31日または1月 1 日から12月 31 日とすることが多いです。 規約の変更は総会の専権事項。(地方自治法第 260 条の3第 1 項)「4分の3」は変更できますが、重要事項を少数の意思により決することのないよう、慎重であるべきです。 解散事由は次のとおり ・規約で定めた解散事由の発生 ・破産 ・認可の取消 ・総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 ・会員(構成員)の欠乏 ・合併 営利法人を帰属権者とすることは適当ではありません。 重い議決のため 4 分の3以上が望ましい。 細則等を定めることについては会長、又は役員会に委任する旨の総会の議決が必要。・総会の議事運営規定・弔慰金支給規程・旅費規程等が考えられます。 町長の認可後に認可年月日を記入します。「土佐町長の認可の日から施行する。」とするのも可。 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必須。 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必須。
---	--

(4)議事録(参考例)

○年度○○○自治会認可申請総会議事録 記載例

1. 日時 ○○年○○月○○日 午後○○時○○分～ 午後○○時○○分
2. 場所 ○○○自治会集会所
3. 現在の会員数 ○○○名
4. 出席者 ○○○名(うち委任状提出者 ○○名)
5. 欠席者 ○○名

○○○自治会規約第○条の規定に基づき、会員数○○名のうち○○名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、__時開会された。

自治会規約第○条の規定に基づき、議長として_____が選出され、自治会規約第○条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

第1号議案 規約の承認に関する件

第2号議案 役員の承認に関する件

第3号議案 令和×年度事業報告及び収支決算、保有資産に関する件

第4号議案 令和○年度事業計画及び収支予算に関する件

第5号議案 地方自治法第260条の2第1項による地縁団体認可申請及び代表者選出に関する件

第6号議案 構成員名簿に関する件

7. 議事の審議経過

第1号議案 規約の承認に関する件

議長は、規約を読み上げ、その承認を求めたところ、全員異議なく原案どおり可決した。

第2号議案 役員の承認に関する件

議長は、会長1人、副会長○人、その他役員○人、監事○人の選任をしたい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長一任との発言があり、議長が下記のとおり提案し、皆就任を承諾した。

会 長 △△△△

副会長 ○○○○

その他役員 ○○○○

監 事 ○○○○、○○○○

第3号議案 令和×年度事業報告及び収支決算、保有資産に関する件

議長は第3号議案について、△△△△会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑を求めたが、質問もなく、原案通り可決承認された。

第4号議案 令和○年度事業計画及び収支予算に関する件

議長は第4号議案について、△△△△会長に内容説明をさせ、その後会員に質疑を求めたが、

質問もなく、原案通り可決承認された。

第5号議案 地方自治法第260条の2第1項による地縁団体認可申請及び代表者選出に関する件
議長は、第5号議案について、△△△△会長に内容説明をさせた後、土佐町長に対し、認可を申請すること及び△△△△会長を代表者とするについて、その賛否を問うたところ、満場一致をもって(賛成多数で)承認可決した。

以上をもって、本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会の挨拶を述べ、午後〇時〇分散会した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名(又は記名)押印する。

年 月 日

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

(5)財産目録(参考例)

財 産 目 録

団体の名称 ○○○○自治会

令和○年○月○日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手元有高		500,000	金庫の中
(2) 当座預金	口座番号		
○○銀行△△支店	XXXXXXXX	1,000,000	
(3) 普通預金	口座番号		
○○銀行××支店	XXXXXXXX	1,500,000	利息込額 1,700,000
2 未収会費			
○年度会費 ×名		1,200	
II 固定資産			
1 土地			
土佐町○○××番(宅地)			
2 建物	150 m ²	2,500,000	集会所敷地
土佐町○○××番(居宅)			
3 構築物	60 m ²	3,000,000	集会所
4 車両運搬具			
5 計器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
資産合計		A 8,501,200	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
○○銀行○○支店		1,000,000	
負債合計		B 1,000,000	
差引正味財産 (A-B)		7,501,200	

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

※地方自治法第 260 条の 4 により、認可を受ける時、及び毎年 1 月から 3 月までの間（または毎事業年度の終了の時）に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(6)構成員名簿(参考例)

〇〇自治会構成員名簿

会員 総数〇〇〇名 令和〇年 〇月 〇日現在

No.	住 所	氏 名	No.	住 所	氏 名
1	土佐町〇〇△△番地	〇〇 〇〇	23		
2	土佐町〇〇△△番地	〇〇 △△	24		
3	土佐町〇〇△△番地	〇〇 ●●	25		
4	土佐町〇〇××番地	×× ◎◎	26		
5			27		
6			28		
7			29		
8			30		
9			31		
10			32		
11			33		
12			34		
13			35		
14			36		
15			37		
16			38		
17			39		
18			40		
19			41		
20			42		
21			43		
22			44		

(7)代表者になることの承諾書(参考例)

承 諾 書

私は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づく「地縁の団体」の代表者になることを承諾します。

令和○年 ○月 ○日

住 所 高知県土佐郡土佐町○○

(団体名 ○○○自治会)

氏 名 ○○○○ 印

(8)告示事項証明請求書

年 月 日

土佐町長 様

申請者
住所
氏名

告示事項証明書交付請求書

地方自治法第 260 条の2第1項の認可を受けた下記の地縁による団体について、同条第 12 項の規定に基づき、同条第 10 項により告示された事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 地縁団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 交付部数

役場使用欄

受付印	作成	手数料

○認可地縁団体の印鑑登録に係る様式

(9)印鑑登録申請書(町)

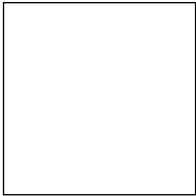
認可地縁団体印鑑登録申請書																											
年 月 日																											
土佐町長殿 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 25%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 登録しようとする 認可地縁団体印鑑 </td> <td colspan="2" style="width: 25%; padding: 5px;">認可地縁団体の名称</td> <td colspan="2" style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">認可地縁団体の 事務所の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">(資格) 氏 名</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">()</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">生年月日</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">昭和 平成</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">住 所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">個人 印鑑</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>						登録しようとする 認可地縁団体印鑑 		認可地縁団体の名称				認可地縁団体の 事務所の所在地				(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成	年 月 日		住 所		個人 印鑑			
登録しようとする 認可地縁団体印鑑 		認可地縁団体の名称																									
		認可地縁団体の 事務所の所在地																									
(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成	年 月 日																							
住 所		個人 印鑑																									
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。 申請者 ☐ 本 人 ☐ 代理人 住 所 氏 名																											
(注意事項) 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。 3 氏名の次には当町において登録されている個人の印鑑を押印して下さい。 4 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。																											

(10)印鑑登録廃止申請書(町)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

土佐町長殿

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 ☐ 本人 住 所
☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

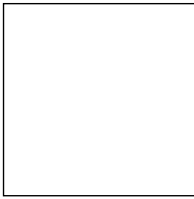
- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

(11)印鑑登録証明書交付申請書(町)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

土佐町長殿

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭和 平成 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 ☐ 本人 住 所
☐ 代理人 氏 名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

○認可地縁団体の認可後の変更に係る様式
(12)規約変更認可申請書(地)

年 月 日

土佐町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(13)規約変更の内容及び理由(参考例)

(記載例)

第〇条 本団体の事務所を「土佐町〇〇××番地」から「土佐町〇〇△△番地」に変更する。

【理由】 〇〇〇のため

第〇条第1項の末尾に「〇〇のため〇〇〇〇〇〇」を加える。

【理由】 △△△のため、〇〇の〇〇〇の規定を設ける必要が生じたため

第〇条に以下第2項、第3項を加える。

「2 〇〇は、〇〇〇から選出する。

3 〇〇の〇〇〇〇は〇〇とする。」

【理由】〇〇〇により、従来から実施している〇〇〇を明文化したため

など記載する。

新しい規則も提出してください。

(14)告示事項変更届出書(地)

令和○年 ○月 ○日

土佐町長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 土佐町○○△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 △△△△ ⑩

住 所 土佐町○○××番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届出します。

記

1 変更があった事項及びその内容

- ・代表者氏名 変更前)○○○○ 変更後)△△△△
・代表者住所 変更前)土佐町○○○○番地 変更後)土佐町○○××番地

2 変更の年月日(※総会での議決日)

令和○年○月○日

3 変更の理由

○○自治会の代表者変更が○年○月○日の○○自治会の総会において承認議決を得たため

(※総会議事録(議長と議事録署名人の署名等があるもの)、代表者の承諾書等証する書類を添付すること)

(15)総会議事録(参考例)

〇〇年度〇〇〇自治会総会議事録 記載例 (代表者や告示事項の変更の場合)

1. 日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分
2. 場所 〇〇〇自治会集会所
3. 現在の会員数 〇〇〇名
4. 出席者 〇〇〇名 (うち委任状提出者 〇〇名)
5. 欠席者 〇〇名

〇〇〇自治会規約第〇条の規定に基づき、会員数〇〇名のうち〇〇名の出席及び委任状提出により総会が成立する旨司会の_____より報告があり、____時____分に開会された。

自治会規約第〇条の規定に基づき、議長として_____が選出され、同人がこれを受託して議長の席に着いた。続いて、自治会規約第〇条の規定に基づき、議事録署名人に_____と_____の2名が選出された。

6. 総会に付議した事項

- (1) 第1号議案 認可地縁団体の告示事項の変更について
- (2) 第2号議案 〇〇〇について

・
・

7. 議事の審議経過

(1) 第1号議案

認可地縁団体の以下の告示事項について、協議の結果、賛成多数で議案の通り可決した。

(※代表者変更の場合)

・前代表〇〇〇〇の任期満了(又は辞任)に伴い、代表者を、〇〇年〇〇月〇〇日付で△△△△(住所:土佐町〇〇××番地)とすること。

(※事務所の住所変更の場合など)

・事務所の所在地を、〇〇年〇〇月〇〇日より土佐町〇〇××番地にすること。

・
・

(2) 第2号議案

・

以上で総会の全日程を終了し、議長が閉会を宣言した。

〇〇年度〇〇自治会総会の議事として作成し、署名(又は記名)押印する。

年 月 日

議長 _____ (印)
議事録署名人 _____ (印)
議事録署名人 _____ (印)

○認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例手続に係る様式

(16)所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(町)

令和○ 年 ○月 ○日

土佐町長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 土佐町○○××番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○○○

住 所 土佐町○○△△番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所在地
○○○○集会所	60 m ²	所在;土佐町○○××番地 家屋番号:○番

・土地

地 目	面 積	所在地
宅地	200 m ²	土佐町○○××番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ①○○○集会所

②宅地

住 所 土佐町太郎

土佐町太郎

土佐町○○△△番地

土佐町○○△△番地

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

(17)不在住証明書申請(参考例)

土佐町長 様

下記の者について、不在住であることを証明して下さるようお願いします。
(地方自治法第260条の46第1項第4号の疎明資料として使用。土佐町に提出)

○年 ○月 ○日

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称 ○○○○自治会

所在地 土佐町○○△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ 印

住 所 土佐町○○××番地

住 所	氏 名
土佐町○○◎◎番地	×× ××

上記について、住民票及び除住民票に記載されていないことを証明します。

年 月 日

土佐町長

(18)申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

令和〇年 〇月 〇日

土佐町長 殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名 △△△△

住 所 〇〇県××市〇〇××番地

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称 〇〇〇〇自治会

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所在地
〇〇〇〇集会所	60 m ²	所在:土佐町〇〇××番地 家屋番号:〇番

・土地

地 目	面 積	所在地
宅地	200 m ²	土佐町〇〇××番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ①〇〇集会所

②宅地

住 所 土佐町太郎

土佐町太郎

土佐町〇〇△△番地

土佐町〇〇△△番地

(3) 公告期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

2 異議を述べる登記関係者等の別

☒ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

当該財産は私個人の財産であるから

(別添書類)

☒ 申請不動産の登記事項証明書

☒ 住民票の写し

☐ その他町長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

○認可地縁団体の解散に係る様式

(19)認可地縁団体解散届出書

令和○年 ○月 ○日

土佐町長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称 ○○○○自治会
所在地 土佐町○○△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○○○ 印
住 所 土佐町○○××番地

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、平成○年○月○日（土佐町告示第○号）付けで認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、証する別添書類を添えて届け出ます。

記

- 1 地縁による団体の名称
○○○○自治会
- 2 区域
土佐町○○××番地から○○●●番地までの区域
- 3 主たる事務所
土佐町○○△△番地
- 4 清算人の氏名及び住所
△△△△ 土佐町○○●●番地
- 5 解散理由
総会の議決
- 6 解散年月日
令和●年●月●日
(※総会議事録を添付してください。)

(20)認可地縁団体清算終了届出書

年 月 日

土佐町長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容

2 清算終了年月日

年 月 日

○関係法令(一部抜粋)

(21)地方自治法

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

最終改正: 令和8年7月24日号外法律第71号

改正内容: 令和8年6月3日法律第27号[令和8年9月3日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、市町村長は、当該認可地縁団体の代表者を指定することができる。

るときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。)により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認

可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分にに基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四十一第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある

当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

(22)地方自治法施行規則

発令 : 昭和22年5月3日号外内務省令第29号

最終改正: 令和8年6月30日号外総務省令第86号

改正内容: 令和8年6月30日号外総務省令第86号[令和8年6月30日]

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 規約

二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三 構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)の規約

二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

五 合併しようとする各認可地縁団体の規約

六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十三第四項及び森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
- イ 名称
- 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
- イ 名称
- 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合(破産及び合併による場合を除く。)
- イ 名称
- 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日
- 五 清算結了の場合
- イ 名称
- 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算結了年月日
- 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告

示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

第二十二条の二三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

第二十二条の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書
- 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 三 申請者が代表者であることを証する書類
- 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
- 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に

申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

〔総務省令で定める事項〕

第二十二條の五の二 地方自治法第二百六十條の四十九第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 目的

二 名称

三 主としてその活動を行う区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 会計に関する事項

〔準用規定〕

第二十二條の六 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第七條の二第二項の規定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村(特別区を含む。)の従業者数について準用する。

○認可地縁団体一覧

No.	認可年月日	認可地縁団体名
1	平成 9 年 5 月 14 日	宮古野共有財産管理組合
2	平成 18 年 8 月 16 日	西石原部落
3	平成 19 年 12 月 6 日	栗木部落自治会
4	平成 27 年 1 月 20 日	南泉部落自治会
5	平成 31 年 3 月 6 日	東石原地区
6	令和 4 年 7 月 15 日	石原校下会
7	令和 5 年 11 月 30 日	有間地区

令和8年9月末現在 7 団体